

埼玉県誕生 150 周年記念 - 幕末から埼玉県誕生まで 10 年間の軌跡を探る -

県名「埼玉」決定の謎、 県庁「浦和」所在の秘話を紐解く

メインストリート・マネジメント・リサーチ合同会社 代表・地域経済アナリスト 松本 博之
(前 ぶぎん地域経済研究所 取締役 研究主幹)

■はじめに

本年、2021 年 11 月 14 日は、明治 4 年（1871 年）11 月の廃藩置県によって、（かなり大まかな表現であるが）現在の埼玉県域の東側半分の地域が“埼玉県”として誕生してからちょうど 150 周年となる。また現在とほぼ同じ県域での埼玉県としての誕生は、それから約 5 年後の明治 9 年（1876 年）8 月まで待たなければならない。

本稿では埼玉県誕生から 150 周年を記念して、江戸時代の埼玉県域となっていた北武蔵地域の幕末の状況から明治維新の混乱を経て、現在の埼玉県誕生までの謎を紐解くこととする。

1 幕末北武蔵の実相

(1) 武蔵国と埼玉県

埼玉県があった武蔵国は、現在の首都圏に重ね合わせると、埼玉県と東京都と神奈川県の一部（横浜市や川崎市など）が含まれる。その中で埼玉県域は北武蔵と言われる地域で武蔵国の約北半分を占めていた。武蔵国全体で 21 郡 121 郷がおかれていたが、その中で 15 郡 73 郷が埼玉県域に所在しており、武蔵国全体の半数以上の郡や郷が、埼玉県域に当たる北武蔵にあったことがわかる。

(2) 江戸を守った“北武蔵三藩”

埼玉県域を本拠地としていた藩については、川越藩（川越市）、忍藩（行田市）、岩槻藩（さいたま市岩槻区）ともう一つ、岡部藩（深谷市）の 4 つとなっていた。岡部藩（渋沢栄一の生家のあった血洗島村を支配地としていた）は、幕末の混乱期に本拠地を三河（愛知県）へ移したので、その後の埼玉県域に

おける明治新政府下の版籍奉還や廃藩置県の際には現れてこない。“北武蔵三藩”と幕閣からも敬意を持って呼ばれた川越藩、忍藩、岩槻藩の動向が、この後の「埼玉」という県名の決定に大きく関係してくるのである。

江戸幕府開府以来、武蔵国は徳川将軍家のお膝元として、政治の中心となる。また北武蔵の埼玉県域は、江戸という大消費地を背後から支える重要な穀倉地帯として、大きくその地政学的な立ち位置を変えていったのである。軍事的・政治的な重要性もあり、蔵入地と言われる幕府直轄領（天領）、また御三卿（徳川家直系の田安・一橋・清水の三家）の領地や旗本知行領が非常に多かったのが特徴と言える。

そして“北武蔵三藩”と言われた川越藩、忍藩、岩槻藩には、幕閣の重臣たち（大老、老中や若年寄等）が藩主として転封（配置転換）されてきた歴史的経緯がある。埼玉県域には関わりもない大名が老中などの役職となると地方からやって来るのである。彼らの多くは役向きのため、任期の間の大半を江戸で暮らし、“領地”にはほとんど居なかった。

(3) 細切れ支配の実態

川越、忍、岩槻の三藩においては、先に触れた特殊事情により薩摩島津家や加賀前田家のような独自の藩風を醸成することはなかった。領民と領主との実際の結びつきも希薄であった。そのうえ川越藩などの領地は、埼玉県域のほんの一部でしかなく、埼玉県域に本拠地を置かない他藩の藩領（飛び地）も多かった。その他、蔵入地（天領）と旗本知行地（旗本領）、寺社領が分散しており、支配関係も錯綜していた。蔵入地（天領）は、郡代や代官が支配し、ましてや旗本に対しての領民の帰属意識も低調で

(注)

明治4年に誕生した埼玉県及びその地域の表現として「旧埼玉県」、現在の埼玉県及びその地域の表現として「埼玉県」「埼玉領域」と使用する。

あったと言わざるを得ない。

表1は、埼玉領域の領有者別の石高等の数字である。全体で約90万石の石高を、ほぼ綺麗に幕府蔵入地（天領）、旗本知行地、諸藩領分で3分の1ずつに分けていることがわかる。そして支配者（領有者）の数は1,200を超えており、とんでもない細切れ支配が行われていたのである。

(4) 幕末の混乱から明治維新へ

慶應3年（1867年）10月、将軍徳川慶喜による大政奉還によって、まず幕府直轄領の大部分が新政府の管轄下に置かれることとなった。北武蔵も否応なしに時代の大きな流れの中に飲み込まれていく。大政奉還後に成立していた王政復古政府は、絶対王政の維新政府への転換を目指し、武力倒幕を目指す面々がその道筋を進めていった。

慶應4年（1868年）正月3日、鳥羽伏見の戦いを契機として始まった戊辰戦争は、明治維新への動きを決定的なものとした。いわゆる東征軍の関東進攻が迫ってくると、武蔵国らを支配していた代官や旗本らは、その任地を捨てて江戸やその他の土地に立ち去った。そのため政治的な空白地となった地域では、民政は立ちどころにマヒ状態となり、この時期に上野国（群馬県）や武蔵国などを中心に一揆や打ちこわしが頻発したのである。

そんな中、関東地方の多くは、その時においても局地的な旧幕府派と新政府軍との戦闘が続いていたため府県の設定は遅れ、江戸に置かれていた鎮台府の管轄下において旧代官の支配が続いていた。実際に、渋沢栄一の従兄である渋沢喜作や尾高惇忠らを中心に組織された振武軍が飯能において川越藩や忍藩の軍隊と闘った飯能戦争は5月23日に起きている。

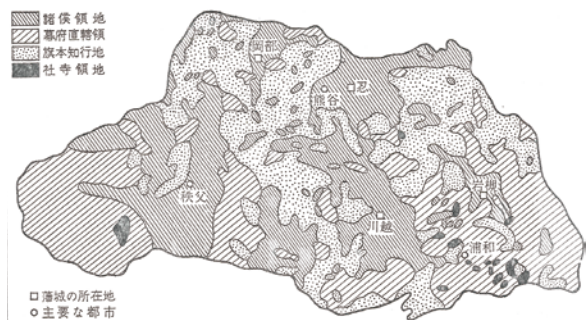
■表1 武蔵国（埼玉領域）の領有者別石高等

領有種別	石高	占有率	支配者数 (領有者数)
幕府蔵入地	288,797	32.1%	15人
旗本知行地	314,521	35.0%	718人
諸藩領分	286,782	31.9%	17人
寺社領地	9,255	1.0%	492人
計	899,354	100%	1,242人

(出所：埼玉県資料史より)

■図1

幕末から明治初めにかけての埼玉領域の領主別分布図



(出所：埼玉県史)

2 新政府による府藩県制へ

(1) 府藩県三治制の採用

新政府は江戸城が無血開城された翌月、慶應4年（1868年）閏4月には政体書を公布し、地方制度に関しては「府藩県三治制」を採用したのである。

府藩県三治制とは、江戸府（明治元年7月17日に東京府）、京都府、大阪府の三府には知府事（または判府事）、各藩には知藩事、それまでの旧幕領、旗本知行地などをまとめた県には知県事（または判県事）を置くというものだった。

埼玉領域では川越、忍、岩槻の各藩等の大名領はそのまま藩として、石高、境域、藩主・藩士は従来通りの治政が行われた。旧幕領、旗本知行地においては、寺社領と合わせて新しい幾つかの県が設定され、埼玉領域では、3人の武蔵知県事が任命された。山田一太夫政則（忍藩士）らが知県事として任命されるが、当初の管轄地域は定められていなかった。

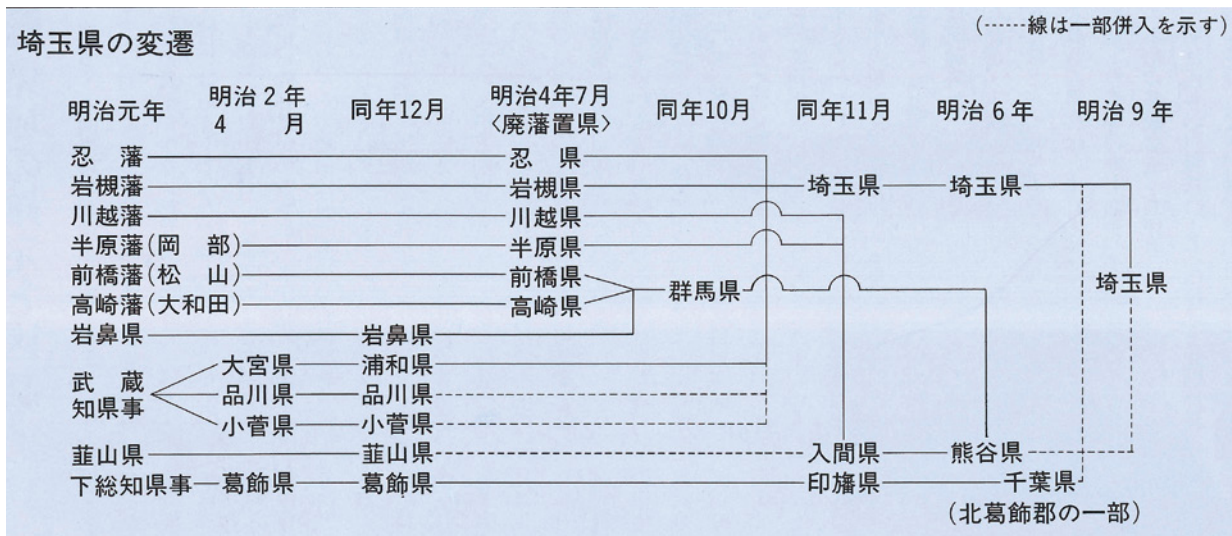
やがて3人の知県事の管轄は小菅県、大宮県、品川県に分けられた。これらの新しい県の中で、現在の県内に本拠を持つのは、大宮県のみだった。

3 大宮県誕生から浦和県へ

(1) 大宮は便利どころなり

大宮県は最初から「大宮県」という名前があったのではなく、先ほど触れた3人の武蔵知県事の1人、忍藩士であった山田一太夫が豊島、足立、埼玉、榛沢、大里郡など11郡にわたり、3万5355石余りの管理を任されたのが始まりである。山田が明治2年

■図2 埼玉県誕生までの沿革一覧表



（出所：埼玉県史図録）

（1869年）正月10日に免ぜられ、その後任となった宮原中務は着任早々、支配地内に庁舎建設を計画し、大宮に庁舎建設を願い出た。正月27日に大宮への県庁設置が認められて、翌日の正月28日大宮県が誕生した。

宮原は県庁を置くことについて、以下の通り書いている。

「武蔵国支配所ない県所取建場所下方へも概承継候処、中山道大宮宿便利の地ニテ県地取建ノ地有之、便宜をヲ主と仕郷宿等ニモ差支無之趣申立、～（後略）」

「大宮は支配地の中で最も便利が良く、郷宿にも差し支えない土地である」ということで、大宮を選

■表2 府藩県三治制時の埼玉県域での各県（忍藩（県）、川越藩（県）、岩槻藩（県）を除く）

県名	設置日	所管地域（埼玉県関係地域）
岩鼻県	明治元年6月17日	加美、秩父、児玉、那珂、榛沢、男衾、比企、大里、埼玉、旛羅、横見
蕪山県	明治元年6月29日	比企、入間、高麗
葛飾県	明治2年正月18日	葛飾
小菅県	明治2年正月18日	足立、埼玉、豊島
大宮県	明治2年正月28日	足立、埼玉、男衾、横見、大里、豊島
改浦和県		
浦和県	明治2年9月29日	足立、埼玉、男衾、横見、大里、豊島
品川県	明治2年2月9日	入間、高麗、比企、新座

（出所：埼玉県議会史、埼玉県通史等から著者作成）

定していることがわかる。

しかし宮原の県庁設置は難航した。3月には自ら大宮宿に向いて、適当な場所はないかと調査し、氷川神社社主宅西角井家を借用したいという意向を示したが、明治天皇の氷川神社への再幸が間近に迫っているため、しばらく待つように命じられた。その後、何と宮原が免職となり、県庁の問題は後任の間島冬道の手へ委ねられた。間島は6月3日に聴訴の事務所として東角井家を仮役所とし、6月6日から「大宮県仮事務所」とした。間島は仮事務所から県庁そのものを大宮宿へ移すことを始める。さて大宮県庁の庁舎建設の難航については、中央政府の知るところとなった。明治新政府は巡察使を各地に派遣し、地方の実状を調べさせていて、その報告書が残っている。以下の通りだ。「大宮県の仮庁舎は当初、大宮宿名主宅に建設した。その後、正式な庁舎建設場所を探している。県庁誘致の競争が起きて、決めかねているらしい。早く適当な場所を決めることが民心統一のために望ましい」という内容だった。

(2) 浦和が県庁を“横取り”

本庁舎建設に苦慮する間島知県事の前に新たな候補地が浮かび上がってくる。それが浦和宿だった。浦和宿、別所村、沼影村、与野町などから県庁誘致合戦が行われ始めたのである。その後の詳しい経緯は不明だが、大宮県仮庁舎が出来て3か月ほどたっ

た明治2年(1869年)9月15日に県庁を浦和宿に建設することになり、同年9月29日(25日という説も多い)に大宮県が浦和県に改称されたのである。これは本庁舎建設候補地が、より東京に近い浦和となったため、先に県名の呼称変更がされたのであった。

その年の暮れに浦和宿鹿島台(現在の埼玉県庁所在地)に、庁舎が出来ると至り東京にいた知県事の間島冬道も浦和へと移り、翌明治3年(1870年)正月より県全般の事務を浦和で行うこととなった。庁舎は東京から古材を取り寄せて造った粗末なものであったと言われている。その後、県庁の事務が整い始め、県庁職員が浦和へ移り住むようになると拡張に迫られ、総工費の3分の1を国費で、3分の2を地元負担で庁舎建設を進めていったのである。

4 廃藩置県の断行、ついに旧埼玉県が誕生

(1) 遂に旧埼玉県の誕生

新政府は、中央集権下の国づくりの最終段階として、明治4年(1871年)7月に廃藩置県を行い、これによって全国は3府302県に再編成された。この時、川越、忍、岩槻の3藩とその他の諸藩領も「県」へ改称された。しかしながら、この段階では藩が「県」に改称されただけで、実際には旧藩による統治が継続して行われており、何の変化もなかった。

そこで新政府は、同年10月から11月にかけて全国の府県を一挙に3府72県までに統廃合を進めたのである。これによって旧藩による統治体制は完全に払拭されることとなった。これら廃藩置県の2

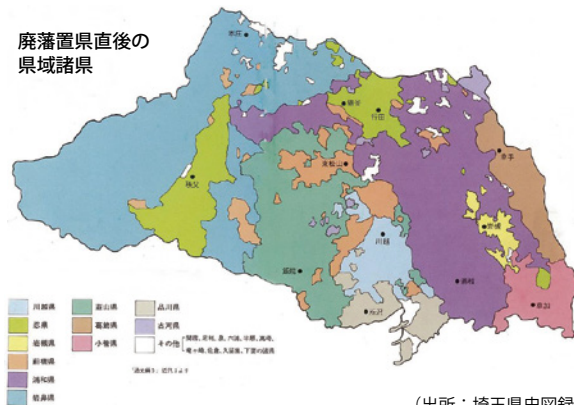
段階目の統廃合によって、同年11月14日付で浦和県、岩槻県、忍県、そして埼玉領域内の諸県領と小菅県、品川県両県の一部が統合されて旧埼玉県が岩槻を県庁所在地として誕生した。これが、現在の「埼玉県民の日」の由来となっている。同時に埼玉領域のおおよそ西半分が「入間県」として県庁を川越町に置くかたちで同時に誕生したのである。

(2) 「埼玉県」誕生、県名決定の謎

「埼玉」という県名がどのような経緯で決められたのであろうか？

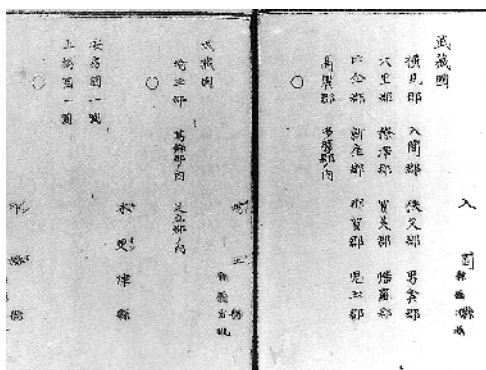
これまで明治4年の廃藩置県で決められた県名と県庁所在地の名前について、昔から「明治維新に協力した地域(明治維新の過程で功績があると認められた藩)は、藩名をそのまま県名にすることが認められ、県名と県庁所在地の名前が一緒(例、鹿児島県鹿児島市、山口県山口市等)、しかし明治維新に抵抗(朝敵)した地域、また曖昧な態度だった地

■図3 廃藩置県(明治4年7月)直後の埼玉県



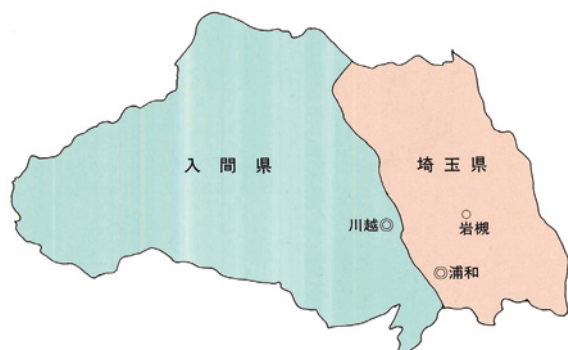
(出所: 埼玉県史図録)

埼玉県、入間県 太政官布告



(出所: 埼玉県)

埼玉県・入間県の地図(明治4年11月 統廃合後)



(出所: 埼玉県史図録)

域は県名と県庁所在地は違う（神奈川県横浜市、岩手県盛岡市等）」という都市伝説のような話が伝えられていたのは事実である。

廃藩置県で岩槻、川越が県庁所在地となったわけだが、実態は、「埼玉県」と「入間県」という名前となっていた。先ほどの話によれば両藩は朝敵や曖昧な態度だった藩と明治政府に見られたということになる。

(3) 朝敵川越藩、曖昧岩槻藩

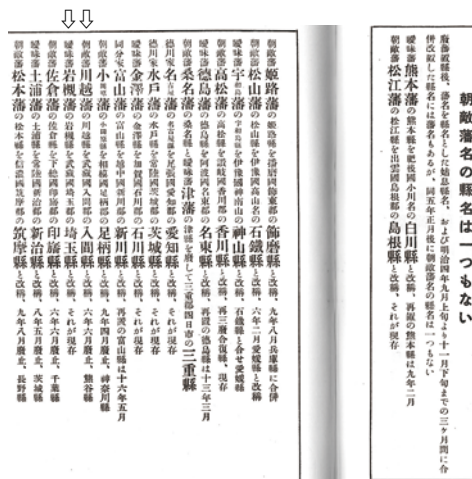
ちなみにこの辺りの明治政府の思惑はどうだったのだろうか？この経緯について、“都市伝説”を裏付ける形で、明治時代の著名なジャーナリスト宮武外骨（以下、宮武）が「府藩県制史」に以下のように書いてある。

政府は、明治維新の際に朝廷に対して敵対し朝敵と認定した藩、曖昧な態度を取った藩や血筋や家柄から徳川宗家と親密な関係にあった藩などを区別したということである。



府藩県史(1) 県名の由来

府藩県史(2) 朝敵川越藩 曖昧岩槻藩



そこで朝敵と認めた藩、曖昧な態度をとったと認めた藩などは、廃藩置県の際に藩名を県名として名乗らせずに、郡名や山や川の名前を付けたというのである。朝廷に曖昧な態度であったとされた岩槻藩は、府県統合の際に岩槻県ではなく、岩槻がある埼玉郡の埼玉県とさせられ、江戸幕府最後の老中を出していた川越藩は朝敵とされ、川越があった入間郡から県名が決定されたのである。

もし岩槻藩が明治政府に“維新成立の功大なり”という評価を得ていたなら、明治4年11月14日に誕生したのは「岩槻県」であったということが推察できる。

5 県庁、「浦和」誕生の秘話

(1) 旧埼玉県庁は岩槻・芳林寺へ

現在の東武アーバンパークライン岩槻駅から徒歩5分ほどのところに曹洞宗の古刹、芳林寺がある。このお寺が150年前の埼玉県庁のスタートだったという話は余り知られていない。加えて、岩槻が県庁所在地であったのが僅か1か月余りで、その間の実態や岩槻から浦和へ移転した経緯もほとんど知られていない。

なぜ、県庁は僅か1か月余りで岩槻から浦和へ移転したのであるか？この経緯も諸説あり、都市伝説もいくつか残っている。この経緯について触れている文書として最も有名なのが、初代県令（現在の県知事）野村盛秀の日記である。

明治4年（1871年）11月の廃藩置県後に、明治政府は、幕藩体制を崩壊させ、文明開化を促進させるためとして一部の府県を除いて、当該地域にしがらみのない他府県出身者を全国の府県庁へ幹部として送り込んだ。旧埼玉県においては、薩摩藩出身の野村盛秀が、大久保利通ら有力者の推薦を経て42歳の若さながら初代県令として着任した。

(2) 岩槻は甚だ不便なり

「新編埼玉県史通史編」等によると、最初は東京常磐橋内旧越前候邸内で事務を執っていた野村県令らは、12月6日、東京を出発し岩槻へ出向いた。その後、忍（現、行田市）、浦和を経由して埼玉県内を巡視して13日に東京へ戻ってきた。この間の

宮武外骨 (1867～1955、ジャーナリスト、著作家)

明治から大正期に反権力を貫くジャーナリストとして徹底した活動を行う。日本における言論の自由の獲得を目指した。

野村県令は日記に、「埼玉県庁岩槻たるへし旨布告に候へ共 県庁並官員の住宅も無之不自由に付元浦和(県)へ仮庁(舎)を立度」と岩槻に変わって旧浦和県庁舎を使用することを監督官庁である当時の大蔵省へ申し立てたのだった。東京との移動の利便性の悪さから、大蔵省に旧浦和県の県庁があった浦和宿鹿島台(現在の県庁のある地)に移してほしいと嘆願し、大蔵省は野村県令の申し立てを認可して、同月23日に野村県令以下が東京を発して浦和に赴任し、翌日、24日に旧浦和県庁の庁舎を使用して埼玉県庁を開庁したのであった。これが一応表向きの理由とされている。

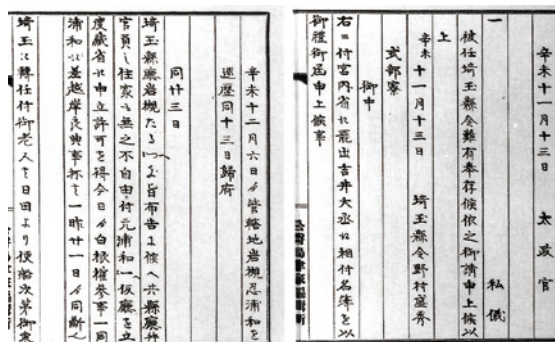
(3) 諸説あり……

さて、以下は“諸説”を紹介する。岩槻で最も有力な説は以下の通りだ。この経緯は芳林寺境内に石碑として残されているくらいだ。県庁の平役人に旧岩槻藩士が採用されるなか、「元家老格」の某も「埼玉県庁の役人になりたい」と言ってきたそうだが、そもそも某は剣は免許皆伝の腕前ながら、“知恵が足らず”不採用になってしまった。それを逆恨みし、毎日のように剣をちらつかせながら、芳林寺に嫌がらせにきた。そこで県庁は浦和へ逃げ出してしまった、という話である。郷土史家斎藤紫石氏の論文にあり、元岩槻町長秋葉保雄氏も昭和10年東京日日新聞に掲載している。

さて、先ほど紹介した宮武も「府藩県史」の中で触れている。彼の説は次の通りだ。旧岩槻藩士たちの県庁排斥運動によって県庁が移転したというものである。

「廃藩置県の上に、新政府の役人どもが岩槻に来て威張られてはたまらない」として県庁反対の決議をして、仮庁舎とする芳林寺の住職を威嚇し寺を貸さないようさせた」というもので、宮武は野村県令の言葉も添えている。野村県令は「岩槻に行つては命の保証はない、不平士族に殺される。」と岩槻での執務に恐れをなしてしまい、一刻も早く浦和に行きたかったというのが本音だったらしい。しかし県令としてのプライドが許さず、「岩槻は不便だから…」と尤もらしい事を並べて大蔵省に県庁移転を懇願したというのが、実態ではなかったかと推察でき

野村県令の日記



(出所: 埼玉県)

る。さて、信じる信じないはあなた次第である。

6 入間県の誕生と熊谷県へ

(1) 旧埼玉県と同じ日に入間県も誕生

旧埼玉県が出来たのと同じ日、埼玉県域内の西部では、「入間県」が誕生した。川越県を始め、品川、岩鼻、前橋の3県の一部と域内の諸県領が統合されて誕生した。入間県域は、明治7年(1874年)では石高は約40万7,000石、人口は42万5,000人ほどとなった。先述したように旧川越藩は藩主松井周防守が老中として幕閣にあったため朝敵とされ、それ故、川越県とはならず、旧埼玉県と同様に川越があった入間郡が県名となったのである。

同じ旧武蔵国でありながら、埼玉県と入間県に分割されてしまったのである。統治上、不便が生じることも多かったようで、実際に明治5年(1872年)

コラム

県庁の浦和移転で埼玉県の県名の意義を失う

先ほど紹介した宮武外骨は、こうも書いている。～現在の県名43の中、意義をなさないのが二つある。一は埼玉県、一は三重県、埼玉県庁を埼玉郡岩槻町でなく浦和にするのであれば足立県とすべき所であった。(中略) 県名の意義を失っている。(原文のまま)～

さて、皆さんはどうお考えだろうか？ 宮武の言い分は、県名と県庁所在の関係を重視していたことがわかる。もし県庁所在地が岩槻ではなく、最初から浦和となっていたら、県名は当然のごとく浦和町があった足立郡にちなんで「足立県」となっていたわけで、この私の原稿も「足立県誕生150周年記念」となっていたかと思うと、歴史の歯車は面白い。

7月には、旧埼玉県、入間県両県から、10月には入間県から、それぞれ両県の統合を大蔵省へ意見具申が成されている。しかしながら統合は実現しなかった。

さて、旧埼玉県と同時に誕生した入間県であるが、約1年半後、明治6年（1873年）6月15日に北にあった群馬県（明治4年10月28日誕生）と合併することになり、熊谷県として生まれ変わることになる。この経緯は、明治6年2月、入間県令沢簡徳が福岡県令に転じ、代わって前印旛県令河瀬秀治が就任したのであるが、実は彼は入間県令とともに群馬県令も兼任となったのである。

つまり新しい県令は「群馬県令兼入間県令」として着任したので、群馬県庁のある前橋と入間県庁のある川越を往復しながら政務を執っていたのであるが、群馬県庁のあった前橋町と入間県庁のあった川越町の間約20里の往復が大変ということで、県政運営に支障ありとの意見が出された。そこで事務の効率化から同年3月熊谷に事務所を置き、そこ

に県令の河瀬秀治がいて両県の事務をし、入間県に関するものは川越へ、群馬県に関するものは前橋県へ回すこととした。

この事務所設置は明治6年4月2日より6月15日までの75日間に過ぎなかった。政府により共同事務所を熊谷県庁として、6月に熊谷県が布告されたのである。河瀬はそのまま熊谷県令となり、人口80万人を超える大県が誕生したのだった。熊谷県は明治9年（1876年）8月21日まで続いた。

7 新たな統廃合で新しい埼玉県の誕生

明治9年（1876年）4月18日、8月21日に政府は廃藩置県以来の大規模な府県の統廃合を実施した。これによって全国は3府72県から3府35県に再編され、地方官庁の大幅な人事異動と県官の任期の制定も行われたのである。この再編によって8月21日に熊谷県が解体され、旧国郡による県の編成が行われた。熊谷県の北部は群馬県に戻り、南部は同じ武蔵国の埼玉県に編入されることになった。

新しく誕生した埼玉県は、石高91万石、総戸数17万9千戸、人口88万9千人という大きな県として生まれ変わったのである。

その後も細かい県境変更が実施されたものの、こうして現在私たちが暮らしているのと同様同じ埼玉県が誕生した。江戸末期には、1,200を超える領主たちによって複雑に支配をされていた武蔵国の埼玉領域が、明治維新から約10年を経て、大変な難産の末にようやく誕生したのであった。

熊谷県と埼玉県の地図

埼玉県と熊谷県
(明治6年6月)



(出所：埼玉県史図録)

熊谷県の概要

	入間県 13 郡	群馬県 11 郡	合計
石高	407,151 石	452,136 石	859,288 石
戸数	89,605 戸	99,173 戸	188,778 戸
人口	427,251 人	403,169 人	828,420 人

新しい埼玉県の概要 (明治9年)

	熊谷県 (武蔵国分)	旧埼玉県	合計
石高	407,151 石	503,953 石	911,104 石
戸数	91,238 戸	87,624 戸	178,862 戸
人口	433,601 人	455,891 人	889,492 人

(出所：新編埼玉県史通史5)

関連年表

		国内	県内	渋沢栄一関係				
慶應3年 (1867年)	10/13 12/09	徳川慶喜、大政奉還 王政復古の号令		01/11 03/07 03/24 8-9月 11/09	栄一、横浜港から渡仏 栄一、パリ到着 フランス・ナポレオン3世に拜謁 昭武、欧州各国巡歴 昭武、イギリス巡歴を開始	10/- 尾高惇忠、慶喜から京都に呼ばれる		
慶應4年 (1868年)	01/03 03/14 04/11 閏04/21 06/28	鳥羽・伏見の戦い勃発 五か条のご誓文発布 江戸城開城 政体発布 (地方支配を府藩県の三治制とする) 江戸鎮台府が武蔵など駿河以東の13州を管轄	03/06 03/11 05/23 06/19 06/20 07/10	01/02 2月頃~ 3月頃 5月、 7月、 09/04 11/03 12/23	栄一、大政奉還を知る 栄一、公債や鉄道債券を購入する 栄一、戊辰戦争の詳細を知る 帰国を命じる御沙汰書が届く 水戸藩から帰国を求める御用状が届く 帰国のためマルセイユを出港 横浜港へ帰着 静岡藩へ仕官	02/- 04/11 閏04/- 05/11 11/18	渋沢喜作、尾高惇忠ら彰義隊を結成 喜作、彰義隊を脱退 喜作、惇忠ら振武軍を結成 振武軍、田無から飯能へ転陣、飯能戦争へ 尾高長七郎逝く	
明治元年	07/17 09/08 10/28	江戸を東京に改称 明治と改元 藩治職制が制定	10/28	明治天皇、大宮氷川神社親拝				
明治2年 (1869年)	01/20 05/18 06/17 07/08 07/18	四藩主(薩摩・長州・土佐・肥前)の版籍奉還上表 戊辰戦争終結 版籍奉還を命じる 二官六省の設置 京都・東京・大阪三府以外の府を県に改める	01/28 03/18 04/10 06/22 06/25 06/- 08/19 09/29	大宮県が設置され、宮原中務が知県事 岩槻藩、版籍奉還の願書を提出 間島冬道、大宮知県事に就任 岩槻藩主大岡忠貞を知藩事に任命 川越藩主松井康蔵を知藩事に任命 大宮県の仮庁舎を大宮宿に設置し聴断事務を行う 忍藩主松平忠敬を知藩事に任命 大宮県を浦和県に改称	01/16 11/04 11/20	商法会所設立し、頭取となる 明治政府より出京の命あり 一度は辞退するも、大隈重信の説得を受け入れ、新政府へ仕官	05/- 喜作(成一郎)、箱館戦争に加わり、降伏	
明治3年 (1870年)	02/- 09/10	富岡製糸場の設立を計画 藩制改革の布告	01/- 06/- 09/-	浦和県、鹿島台に新県庁を開設 忍藩、禄制改革を実施 岩槻藩、禄制改革を実施	07/10 閏10/07	民部・大蔵省分離、大蔵省へ 富岡製糸場開設事務主任となる	02/16 3/25 閏10/12	二女こと子誕生 謹慎 謹慎
明治4年 (1871年)	05/10 07/14 10/28 11/22 11/27	新貨条例公布(栄一が起草草案) 廃藩置県の詔書発布 府県制の制定 全国府県の改廃(三府七二県)とする 県治条例の制定	05/- 07/14 10/28 11/13 11/14 12/13 12/14 12/24 12/24 12/26	大宮氷川神社を官幣大社に列格 岩槻・忍、川越県の設置 岩鼻県が群馬県に統合 野村盛秀が埼玉県令に、小笠原幹が入間県参事に就任 埼玉県(県庁は岩槻)、入間県の設置(県庁は川越) 埼玉県令野村盛秀、政府に県庁を岩槻から浦和への移設を願い出る 県庁位置を“当分の間”浦和とすることにつき大蔵省の認可を受ける 埼玉県庁を旧浦和県庁に移設し開設 旧小菅県より南埼玉・北葛飾郡の土地人民移管 埼玉県、旧浦和県の版籍を領収	05/09 5月 08/13 08/- 08/- 09/-	大蔵権大丞に任ず 大阪造幣局に出張の帰途、大隈重信、伊藤博文へ「官途を退く」を伝えるも、二人の反対により留まる。 大蔵大丞に任ず 改正掛廃止される 大久保大蔵卿と予算編成を巡って衝突、井上馨大蔵大輔へ辞意を伝える。(大阪造幣局へ長期出張す) 「立会略則」を刊行	11/22	父、市部右衛門逝く
明治5年 (1872年)	09/12 10/04 11/15 12/03	新橋・横浜間に鉄道開通 官営富岡製糸場開業 国立銀行条例公布 太陽暦実施(明治6年1月1日)	01/16 01/23 01/30 03/08 12/-	埼玉県、旧岩槻藩の版籍を領収 埼玉県、旧忍藩の版籍を領収 埼玉県の戸数8万1,281戸、人口42万6,989人 入間県、川越城本丸に県庁開設 入間県の戸数8万1,853戸、人口41万9,952人	02/12 04- 11/15	大蔵小輔事務取扱を命じられ、実質大蔵省の次官の地位となる 栄一、太陽暦に改正を政府に建議する 栄一が調査・立案し、草案を作成した「国立銀行銀行条例」が発布される	01/06 10/16	渋沢喜作(成一郎)に恩赦、血洗島村に戻る 長男篤二生まれる
明治6年 (1873年)	01/10	徴兵令の布告	02/07 03/13 05/21 06/15 12/27	河瀬秀治、群馬県令兼入間県令に任命 群馬・入間両県の事務局を熊谷宿熊谷寺に設置 埼玉県令野村盛秀死去 入間県・群馬県を廃し、熊谷県を設置 白根多助、埼玉権令に昇格	01/- 05/04 06/11 07/08	富岡製糸場を視察 尾高惇忠を工場長へ 井上馨と共に大蔵省へ辞表を提出 第一国立銀行創立、総監役に就任 神田小川町より兜町へ転居	08/13	越生村にて養子平九郎の遺骸収める。谷中の墓地に改葬する。
明治7年 (1874年)	01/17	民選議院設立建白書の提出	07/19 12/22	榎取素彦、熊谷県令に就任 埼玉県と東京府の境界を荒川中央に決定				
明治8年 (1875年)			08/30 10/25 12/09	葛飾郡金杉村ほか42村を千葉県より埼玉県に移管 足立郡舎人町を東京府に移管 白根多助、埼玉県令に昇格				
明治9年 (1876年)	03/28 08/21	廃刀令の布告 府県の廃合の実施(三府三五県)	04/04 08/21 09/14	榎取素彦、熊谷県令に任命 政府、熊谷県管轄旧武蔵国十三郡の埼玉県合併の布達(ほぼ現在の埼玉県となる) 葛飾郡寄巻村の飛地を東京府に編入				
明治10年 (1877年)	02/15	西南戦争勃発(～09/24)	01/01	埼玉県の戸数18万0,594戸、人口90万4,414人				
明治11年 (1878年)			05/01 08/31	本県管内地と神奈川県管内地の交互錯雑を整理 天皇、県庁に行幸し大宮氷川神社に親拝	06-01 09/07	東京株式取引所開業 東京海上火災保険設立		